

銀行法等の一部を改正する法律案新旧対照表

目次

本則

○ 銀行法（昭和五十六年六月一日法律第五十九号）（抄）	1
○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）	44
○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）	58
○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）	75
○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）	93
○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）	94
○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）（抄）	109
○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）	128
○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）	155
○ 預金保険法（昭和四十六年法律第二十四号）（抄）	170
○ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律八十七号）（抄）	177

附則

- 漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律  
(昭和二十五年法律第二百五十三号) (抄) . . . . . 185
- 自動車損害賠償保障法 (昭和三十年法律第九十七号) (抄) . . . . . 186
- 登録免許税法 (昭和四十二年法律第二十五号) (抄) . . . . . 187
- 住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号) (抄) . . . . . 190
- 農水産業協同組合貯金保険法 (昭和四十八年法律第五十三号) (抄) . . . . . 194
- 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律  
(平成八年法律第百十八号) (抄) . . . . . 195
- 社債等の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五号) (抄) . . . . . 196
- 郵政民営化法 (平成十七年法律第 . . . . . 号) (抄) . . . . . 197
- 郵便局株式会社法 (平成十七年法律 . . . . . 号) (抄) . . . . . 203
- 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成十七年法律第 . . . . . 号) (抄) . . . . . 204
- 金融庁設置法 (平成十年法律第百二十号) (抄) . . . . . 208

○銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章〱第七章の二（略）</p> <p>第七章の三 銀行代理業</p> <p>第一節 通則（第五十二条の三十六―第五十二条の四十一）</p> <p>第二節 業務（第五十二条の四十二―第五十二条の四十八）</p> <p>第三節 経理（第五十二条の四十九―第五十二条の五十一）</p> <p>第四節 監督（第五十二条の五十二―第五十二条の五十七）</p> <p>第五節 所属銀行等（第五十二条の五十八―第五十二条の六十）</p> <p>第六節 雑則（第五十二条の六十一）</p> <p>第八章 雑則（第五十三条―第六十条）</p> <p>第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義等）</p> <p>第二条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章〱第七章の二（略）</p> <p>第八章 雑則（第五十三条―第六十条）</p> <p>第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義等）</p> <p>第二条（略）</p>

2  
13 (略)

14 この法律において「銀行代理業」とは、銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一 預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

15 この法律において「銀行代理業者」とは、第五十二条の三十六第一項の内閣総理大臣の許可を受けて銀行代理業を営む者をいう。

16 この法律において「所属銀行」とは、銀行代理業者が行う第十四項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う銀行をいう。

(営業所の設置等)

第八条 銀行は、日本において支店その他の営業所の設置、位置の変更（本店の位置の変更を含む。）、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

2  
13 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(営業所の設置等)

第八条 銀行は、日本において支店その他の営業所の設置、位置の変更（本店の位置の変更を含む。）、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。日本

2 銀行は、外国において支店その他の営業所の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

3 銀行は、第二条第十四項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(名義貸しの禁止)

第九条 銀行は、自己の名義をもつて、他人に銀行業を営ませてはならない。

(業務の範囲)

第十条 (略)

2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

一七 (略)

において代理店の設置又は廃止をしようとするときも、同様とする。

2 銀行は、外国において支店その他の営業所の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。外国において代理店の設置又は廃止をしようとするときも、同様とする。

3 銀行は、代理店を設置しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第九条 削除

(業務の範囲)

第十条 (略)

2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

一七 (略)

八 銀行その他金融業を行う者の業務の代理又は媒介（内閣府令で定めるものに限る。）

九〇十七 （略）

（預金者等に対する情報の提供等）

第十二条の二 （略）

2 前項及び他の法律に定めるもののほか、銀行は、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（特定関係者との間の取引等）

第十三条の二 銀行は、その特定関係者（当該銀行の子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。）、当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき内閣府

八 銀行その他金融業を行う者の業務の代理（内閣府令で定めるものに限る。）

九〇十七 （略）

（預金者等に対する情報の提供等）

第十二条の二 （略）

2 前項及び他の法律に定めるもののほか、銀行は、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（特定関係者との間の取引等）

第十三条の二 銀行は、その特定関係者（当該銀行の子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。）、その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合において、

令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一・二 (略)

(銀行の業務に係る禁止行為)

第十三条の三 銀行は、その業務に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 顧客に対し、当該銀行又は当該銀行の特定関係者その他当該銀行と内閣府令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

(臨時休業等)

第十六条 銀行は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業所において臨時にその業務の全部

内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一・二 (略)

(新設)

(臨時休業等)

第十六条 銀行は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業所又はその代理店の営業所におい

又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、当該営業所の店頭に掲示しなければならない。銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開するときは、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、銀行の無人の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合その他の内閣府令で定める場合については、同項の規定による公告は、することを要しない。

(銀行の子会社の範囲等)

第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 十 (略)

十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として当該銀行、その子会社(第一号、第二号及び第七号に掲げる会社に限る。第七項において同じ。))

その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関

て臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、当該営業所又は当該代理店の営業所の店頭に掲示しなければならない。銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所又はその代理店の営業所においてその業務の全部又は一部を再開するときは、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、銀行又はその代理店の無人の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合その他の内閣府令で定める場合については、同項の規定による公告は、することを要しない。

(銀行の子会社の範囲等)

第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 十 (略)

十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として当該銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)



連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。

イスト (略)

十二・十三 (略)

256 (略)

7 第一項第十一号又は第四項の場合において、会社が主として銀行、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの又は銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

8 (略)

(業務報告書等)

第十九条 銀行は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した当該営業年度の中間営業年度(当該営業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下同じ。)に係る中間業務報告書及び当該営業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、営業年度ごとに、前項の報告書のほか、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した当該営業年度の中間営業年度に係

イスト (略)

十二・十三 (略)

256 (略)

7 第一項第十一号又は第四項の場合において、会社が主として銀行若しくはその子会社又は銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

8 (略)

(業務報告書等)

第十九条 銀行は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、営業年度ごとに、前項の報告書のほか、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を

る中間業務報告書及び当該営業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 (略)

(貸借対照表等の公告等)

第二十条 銀行は、営業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該営業年度の中間営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間貸借対照表等」という。）並びに当該営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「貸借対照表等」という。）を作成し、中間貸借対照表等にあつては当該中間営業年度経過後三月以内に、貸借対照表等にあつては当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれらの期間内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、営業年度ごとに、中間貸借対照表及び貸借対照表等のほか、内閣府令で定めるところにより、当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該営業年度の中間営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この項において「中間連結貸借対照表等」という。）並びに当該営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この項

作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 (略)

(貸借対照表等の公告)

第二十条 銀行は、営業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を作成して、当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、営業年度ごとに、前項の貸借対照表及び損益計算書のほか、内閣府令で定めるところにより、当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した貸借対照表及び損益計算書を作成して、当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

において「連結貸借対照表等」という。）を作成し、中間連結貸借対照表等にあつては当該中間営業年度経過後三月以内に、連結貸借対照表等にあつては当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならぬ。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二十一条 銀行は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した当該営業年度の中間営業年度に係る説明書類及び当該営業年度に係る説明書類を作成し、当該銀行の営業所（無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項の規定により作成した書類についても、同様とする。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、営業年度ごとに、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該営業年度の中間営業年度に係る説明書類及び当該営業年度に係る説明書類を作成し、前項前段の規定により作成した書類とともに当該銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項及び第二項の規定により

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二十一条 銀行は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該銀行（代理店を含む。）の営業所（無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項の規定により作成した書類についても、同様とする。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、営業年度ごとに、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、前項前段の規定により作成した書類とともに当該銀行（代理店を含む。）の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項及び第二項の規定により作成した書類についても、同様とする。

作成した書類についても、同様とする。

3・4 (略)

(報告又は資料の提出)

第二十四条 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、銀行(当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者を含む。)に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行の子法人等(子会社その他銀行がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七条第二項において同じ。)又は当該銀行から業務の委託を受けた者(前項の銀行代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 銀行の子法人等又は当該銀行から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

3・4 (略)

(報告又は資料の提出)

第二十四条 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、銀行(代理店を含む。)に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行の子会社に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 銀行の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第二十五条 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に銀行（当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者を含む。）の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に銀行の子法人等若しくは当該銀行から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、銀行に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による銀行の子法人等又は当該銀行から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

(廃業等の公告等)

第三十八条 銀行は、前条第一項の認可を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、その旨及び当該認可を受けた事項の内容を公告するとともに、当該銀行を所屬銀行とする銀行代

(立入検査)

第二十五条 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に銀行（代理店を含む。）の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に銀行の子会社の施設に立ち入らせ、銀行に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による銀行の子会社に対する質問及び検査について準用する。

(廃業等の公告等)

第三十八条 銀行は、前条第一項の認可を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、その旨及び当該認可を受けた事項の内容を公告するとともに、一月を下らない期間、すべての営

理業者に通知し、かつ、一月を下らない期間、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(外国銀行の免許等)

第四十七条 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）が日本において銀行業を営もうとするときは、当該外国銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該外国銀行の日本における銀行業の本拠となる一の支店（以下この章において「主たる外国銀行支店」という。）を定めて、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けなければならない。

2 前項の規定により、外国銀行が第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、その主たる外国銀行支店及び当該外国銀行の日本における他の支店その他の営業所（以下この章において「従たる外国銀行支店」という。）（以下この章において「外国銀行支店」と総称する。）を一の銀行とみなし、当該外国銀行の日本における代表者を当該一の銀行とみなされた外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第五条、第六条、第八条、第十三条第二項及び第四項、第十四条第二項、第二章の二、第十八条第二項、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条、第二十三条、第二十四条第二

業所（代理店の営業所を含む。）の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(外国銀行の免許等)

第四十七条 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）が日本において銀行業を営もうとするときは、当該外国銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該外国銀行の日本における銀行業の本拠となる一の支店又は代理店（以下この章において「主たる外国銀行支店」という。）を定めて、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けなければならない。

2 前項の規定により、外国銀行が第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、その主たる外国銀行支店及び当該外国銀行の日本における他の支店その他の営業所又は代理店（以下この章において「従たる外国銀行支店」という。）（以下この章において「外国銀行支店」と総称する。）を一の銀行とみなし、当該外国銀行の日本における代表者を当該一の銀行とみなされた外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第五条、第六条、第八条第一項及び第二項、第十三条第二項及び第四項、第十四条第二項、第二章の二、第十八条第二項、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条、

項及び第三項（これらの規定中子法人等に係る部分に限る。）  
第二十五条第二項及び第五項（これらの規定中子法人等に係る部分に限る。）、第三十条第一項及び第二項、第三十二条から第三十三条の二まで、第三十六条（分割に係る部分に限る。）、第三十七条第一項第二号及び第三号、第三十九条、第四十条、第四十一条第二号（分割に係る部分に限る。）及び第三号、第四十三条、第四十四条、第七章の二、第五十三条第一項（第一号、第五号及び第八号を除く。）、第二項、第三項及び第五項、第五十五条第二項及び第三項並びに第五十六条第五号から第九号までの規定を除く。

3 (略)

(外国銀行支店の資料の提出等)

第四十八条 内閣総理大臣は、外国銀行支店の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは、外国銀行支店（当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者を含む。）に対し、外国銀行支店に係る外国銀行（当該外国銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。）の業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(銀行議決権保有届出書に関する変更報告書の提出)

第二十三条、第二十四条第二項及び第三項、第二十五条第二項及び第五項、第三十条第一項及び第二項、第三十二条から第三十三条の二まで、第三十六条（分割に係る部分に限る。）、第三十七条第一項第二号及び第三号、第三十九条、第四十条、第四十一条第二号（分割に係る部分に限る。）及び第三号、第四十三条、第四十四条、第七章の二、第五十三条第一項第二号から第四号まで、第六号及び第七号並びに第二項から第四項まで、第五十五条第二項及び第三項並びに第五十六条第五号から第九号までの規定を除く。

3 (略)

(外国銀行支店の資料の提出等)

第四十八条 内閣総理大臣は、外国銀行支店の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは、外国銀行支店に対し、外国銀行支店に係る外国銀行（当該外国銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。）の業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(銀行議決権保有届出書に関する変更報告書の提出)

第五十二条の三 銀行議決権大量保有者は、一の銀行の総株主の議決権の百分の五を超える議決権又は一の銀行持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権の保有者となつた日の後に、前条第一項各号に掲げる事項の変更があつた場合（議決権保有割合の変更の場合にあつては、百分の一以上増加し又は減少した場合に限る。）には、内閣府令で定めるところにより、その日から五日以内（保有する議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内）に、当該変更に係る報告書（以下この条及び次条において「変更報告書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、議決権保有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された議決権保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

255 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五十二条の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

19 (略)

第五十二条の三 銀行議決権大量保有者は、一の銀行の総株主の議決権の百分の五を超える議決権又は一の銀行持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権の保有者となつた日の後に、前条第一項各号に掲げる事項の変更があつた場合（議決権保有割合の変更の場合にあつては、百分の一以上増加し又は減少した場合に限る。）には、内閣府令で定めるところにより、その日から五日以内に、当該変更に係る報告書（以下この条及び次条において「変更報告書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、議決権保有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された議決権保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

255 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五十二条の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

19 (略)



十 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社、その子会社（銀行並びに第一号及び第六号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの）を営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ・ロ (略)

十一・十二 (略)

25 (略)

6 第一項第十号又は第三項の場合において、会社が主として銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの又は銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

(銀行持株会社に係る業務報告書等)

第五十二条の二十七 銀行持株会社は、営業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した当該営業年度の間営業年度に係る中間業務報告書及び当該営業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)

十 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ・ロ (略)

十一・十二 (略)

25 (略)

6 第一項第十号又は第三項の場合において、会社が主として銀行持株会社若しくはその子会社又は銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

(銀行持株会社に係る業務報告書等)

第五十二条の二十七 銀行持株会社は、営業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告等)

第五十二条の二十八 銀行持株会社は、営業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した当該営業年度の中間営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。)並びに当該営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「連結貸借対照表等」という。)を作成し、中間連結貸借対照表等にあつては当該中間営業年度経過後三月以内に、連結貸借対照表等にあつては当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれらの期間内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第五十二条の二十九 銀行持株会社は、営業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該銀行持株会社及び当該子会社等につき連結して記載した当該営業年度の中間営業年度に係る説明

(銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告)

第五十二条の二十八 銀行持株会社は、営業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した貸借対照表及び損益計算書を作成して、当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第五十二条の二十九 銀行持株会社は、営業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該銀行持株会社及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該銀行持株会社の

書類及び当該営業年度に係る説明書類を作成し、当該銀行持株会社の子会社である銀行の営業所（無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条の規定により作成した書類についても、同様とする。

2・3 (略)

(銀行持株会社等による報告又は資料の提出)

第五十二条の三十一 (略)

2 内閣総理大臣は、第二十四条第一項の規定により銀行に対して報告又は資料の提出を求め、及び前項の規定により当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対して報告又は資料の提出を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行持株会社の子法人等（子会社その他銀行持株会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものを含む。）を、当該銀行を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）又は当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者に対し、当該銀行又は当該銀行持株会社の業務又は財産の状況に関する参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 銀行持株会社の子法人等又は当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告

子会社である銀行（当該銀行の代理店を含む。）の営業所（無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条の規定により作成した書類についても、同様とする。

2・3 (略)

(銀行持株会社等による報告又は資料の提出)

第五十二条の三十一 (略)

2 内閣総理大臣は、第二十四条第一項の規定により銀行に対して報告又は資料の提出を求め、及び前項の規定により当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対して報告又は資料の提出を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。次項において同じ。）に対し、当該銀行又は当該銀行持株会社の業務又は財産の状況に関する参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 銀行持株会社の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

又は資料の提出を拒むことができる。

(銀行持株会社等に対する立入検査)

第五十二条の三十二 (略)

2 内閣総理大臣は、第二十五条第一項の規定による銀行に対する立入り、質問又は検査を行い、及び前項の規定による当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該銀行持株会社の子法人等若しくは当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者の営業所その他の施設に立ち入らせ、当該銀行若しくは当該銀行持株会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による銀行持株会社の子法人等又は当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

第七章の三 銀行代理業

第一節 通則

(銀行持株会社等に対する立入検査)

第五十二条の三十二 (略)

2 内閣総理大臣は、第二十五条第一項の規定による銀行に対する立入り、質問又は検査を行い、及び前項の規定による当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。第五項において同じ。)の営業所その他の施設に立ち入らせ、当該銀行若しくは当該銀行持株会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による銀行持株会社の子会社に対する質問及び検査について準用する。

(新設)

(新設)

(許可)

第五十二条の三十六 銀行代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

2 銀行代理業者は、所属銀行の委託を受け、又は所属銀行の委託を受けた銀行代理業者の再委託を受ける場合でなければ、銀行代理業を営んではならない。

3 銀行代理業者は、あらかじめ、所属銀行の許諾を得た場合でなければ、銀行代理業の再委託をしてはならない。

(許可の申請)

第五十二条の三十七 前条第一項の許可を受けようとする者(次条第一項及び第五十二条の四十二第四項において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名
- 二 法人であるときは、その役員の氏名
- 三 銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地
- 四 所属銀行の商号
- 五 他に業務を営むときは、その業務の種類
- 六 その他内閣府令で定める事項

(新設)

(新設)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

二 銀行代理業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 その他内閣府令で定める書類

（許可の基準）

第五十二条の三十八 内閣総理大臣は、第五十二条の三十六第一項の許可の申請があつたときは、申請者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 銀行代理業を遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有する者であること。

二 人的構成等に照らして、銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 他に業務を営むことによりその銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による審査の基準に照らし公益上

（新設）